

広島県福山港地方港湾審議会議事録

1 日 時 令和元年10月17日(木) 13:30~14:00

2 場 所 福山市紅葉町1番1号
福山ちゅうぎんビル7階 カルチャーホール

3 出席委員

福山大学工学部教授	田 辺 和 康
備後海運協同組合代表理事(代理)	松 島 茂 樹
広島県倉庫協会備後部会	喜多村 久 至
中国地方港運協会福山支部支部長(代理)	石 井 達 三
尾道地区旅客船協会会長(代理)	沖 本 正 志
JFE スチール(株)西日本製鉄所 (福山地区)総務部長(代理)	山 本 道 隆
鞆の浦漁業協同組合代表理事組合長	羽 田 幸 三
広島県議会議員	松 岡 宏 道
福山市議会議員	池 上 文 夫
中国運輸局尾道海事事務所長	迫 田 武 利
中国地方整備局長(代理)	正 岡 孝
福山海上保安署長(福山港長)	吉 名 紀 和
福山市長(代理)	市 川 清 登
広島県土木建築局空港港湾部長	山 本 貴 弘

委員19名中14名出席(代理出席6名含む)

4 議 題 福山港港湾計画の変更(軽易な変更)について

5 担 当 部 署 広島県土木建築局港湾漁港整備課港湾計画グループ
TEL(082)513-4025(ダイヤルイン)

6 会議の内容

- (1) 開会
- (2) 港湾管理者挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議事

会 長

本日は、皆さん、お忙しいところをこの審議会に御出席くださいます、誠にありがとうございます。

委員の皆様の協力を得ながらこの審議を進めさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

本日の議案でございますが、沖浦地区、一文字地区の土地利用計画に関して、港湾計画の変更についてでございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で忌憚のない御発言をしていただけたらと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の審議会は、委員 19 名中 14 名の委員が出席されておられます。広島県地方港湾審議会条例第七条の規定によりまして、審議会は有効に成立するということとなります。

それでは、議事に入らせていただきます。議案は、福山港港湾計画の変更についてでございます。

本件は、お手元に諮問書の写しがございますが、令和元年 9 月 27 日付で広島県知事から当審議会に諮問されたものでございます。

内容につきましては、事務局から御説明をよろしくをお願いいたします。

事 務 局

広島県港湾漁港整備課港湾計画担当監の田中でございます。よろしく御願いたします。お手元にカラー版の資料 7 をお配りしておりますので、ご覧ください。あわせて後ろの画面でも表示しております。

1 ページをご覧ください。

初めに、福山港の概況や取り組みなどについて御紹介いたします。

広島県の東部に位置します福山港は、国内最大級の製鉄所が立地する鋼管地区をはじめ、県東部の物流・産業の拠点港として発展してきました。

近年、沿革の表の中に書いているのですが、平成 23 年には箕沖地区のコンテナターミナル第 2 バースが供用、あわせて国際バルク戦略港湾に選定されております。平成 26 年には一文字地区ボートパーク福山が供用しております。

2 ページをご覧ください。

福山港におきます主な産業・物流拠点でございます。

鋼管地区、写真で言いますと上のほうですが、JFE 様が立地されて、鉄鉱石や石炭の輸入、鋼材の輸出拠点、それからその下、内港を挟みまして南側につきましては、箕島地区ということで、砂利や砂の国内移出入、鋼材や造船資材の輸出拠点として利用されております。それから、一番右下の箕沖地区につきまし

ては、コンテナ貨物の輸出入拠点として、県東部地域の経済活動を支える重要な役割を担っております。

3 ページをご覧ください。

これは広島県におきます福山港の取扱貨物量でございます。

左側が県内の港ごとの割合を示しております、平成 30 年では福山港が最も多く、約 4 割を示しております。右側が、参考として製造品出荷額の内訳を示しております、福山港背後圏には製造業が立地し、出荷額ベースで見ても県全体の約 2 割を占める非常に重要なエリアとなっております。

4 ページをご覧ください。

これは港湾取扱貨物量の推移でございます。

近年は、大きく貨物量の増減はなく、約 4,400 万トン前後で推移しております。右側にあります円グラフが平成 30 年の取扱貨物の内訳でございます、上段が輸出入でございます。輸出につきましては鋼材、輸入につきましては鉄鉱石が大宗貨物となっております。下段に示す内貿貨物につきましては、量的には外貿よりちょっと少ないのですが、移出では鉄鋼や砂利・砂、移入では石灰石が多く占めている状況でございます。

5 ページをご覧ください。

こちらは貨物のうち、コンテナ貨物だけを抜き出したグラフでございます。

若干の変動はありますが、近年は 20 フィート換算の個数で 8 万 TEU で推移しております。

平成 30 年を見ますと、前年と比べて約 6,000TEU 増えておりますが、中国からの輸入による衣料品などが増えているようでございます。福山港の背後圏には繊維やアパレル、製造業が立地しております、衣料品や日用品、製造工業品が多く扱われている状況でございます。

6 ページがコンテナ取扱量の全国順位でございます。

福山港は全国 23 位ということで、前年が 24 位だったのですけれども、敦賀港を抜きまして、平成 30 年に 23 位となっている状況でございます。

7 ページが定期コンテナ航路の就航状況でございます。

平成 8 年のコンテナ航路開設以降、航路数はどんどん増えておりまして、中国便 6 便、韓国便 5 便等で、全部で 13 便となっております。

8 ページは福山港の事業の状況でございます。

箕島・箕沖地区におきましては、直轄事業の「ふ頭再編改良事業」としまして、港湾施設の改良工事などを行っております。

箕島地区におきましては、水深 12m の岸壁整備、それから航路・泊地の水深 12m 化に、昨年度3月に着工式典を開きまして、国の事業として取り組んでいただいている状況でございます。箕沖地区につきましても、既存の水深 10m 岸壁の延伸、航路・泊地の水深 10m の延伸の事業をあわせて取り組んでいただいている状況でございます。

9 ページをご覧ください。

そのほかの事業の状況でございます。

写真で言いますと、上のほうの一文字地区でございますが、ここは、海岸保全として堤防補強、護岸改良をしまして高潮から堤内地を防護するという事業に現在取り組んでいるところでございます。それから、南側の鞆地区では胸壁の整備を行っておりまして、今年度、起伏式ゲートの設置や胸壁の基礎工事などを行っております。以上が福山港での整備内容でございます。

続きまして、10 ページから、本日御審議いただきます福山港の港湾計画書の内容について御説明いたします。

11 ページをご覧ください。

港湾計画の簡単な解説でございます。

港湾計画につきましては、港湾管理者が案を策定しまして、本日の地方港湾審議会に諮問して意見を聞くことになっております。港湾計画で定める事項は、港湾法施行令で規定されておまして、港湾の開発などの方針や港湾施設の規模・配置などを定めることになっております。

12 ページをご覧ください。

これが策定のフローでございます。

審議会に諮問いたします港湾計画には、計画を全面的に見直す「改訂」と部分的に見直す「一部変更」、それから変更の規模が小さい「軽易な変更」の 3 種類ございます。本日御審議いただく案件は、「軽易な変更」ということで、策定フローの中の赤で表示しているフローを通ります。本日の審議会の諮問・答申を受けたのち、国土交通大臣へ港湾計画を送付し、県報による公示を行って完了という流れになります。

13 ページをご覧ください。

本日審議いただく変更箇所についてです。

本日は、図面の中ほどにございますが、沖浦地区と一文字地区において土地利用計画の変更を行うものでございます。

14 ページをご覧ください。

港湾計画の変更理由でございます。

福山港では、先ほども御説明いたしました、国で事業を進めていただいています箕島・箕沖地区の新たな岸壁整備により、港湾で取り扱われる貨物量が増加するとともに、保管・流通施設の需要が増加するものと見込んでおります。

このため、沖浦地区と一文字地区におきまして、貨物の荷さばきをする埠頭用地の一部を保管・流通施設に供する港湾関連用地に変更するものでございます。そうすることによりまして、福山港の利便性を向上させ、港湾機能の強化を図っていきたいと思っております。

港湾関連用地に変更する箇所は、上の地図でも示しているのですが、両地区ともに箕島・箕沖地区と主要な背後の工場や周辺の工業団地を結ぶルート上にごさしまして、一時的な貨物の保管に非常に便利な場所ということで、円滑な物流を推進していくために今回当該地区で変更を行うものでございます。

15 ページをご覧くださいませでしょうか。

ここで、一般論として、「埠頭用地」と「港湾関連用地」という用語が、なじみがないと思ひまして、これは東京港の例で示しております。

岸壁に面して埠頭用地が計画されております。青緑色の公共の上屋が立地しているところが埠頭用地でございます。その背後に港湾関連用地、赤で囲っているところですが、ここに民間の倉庫が整備されております。

表の中に記載しているのですが、「埠頭用地」というのは、前面の係留施設と一体となって貨物の荷さばきを行う用地ということで、基本的には公共が土地を持って民間の方にお貸しするというスペースでございます。

今回変更しようとしております「港湾関連用地」につきましては、バックヤード的な位置づけになるのですが、倉庫(保管施設)・流通施設を立地していただくのですけれども、基本的に民間に売却して、民間の土地として利活用していただく用地というふうに考えてございます。

今回の変更につきましては、埠頭用地の一部を、この写真で言いますと、赤で囲っています港湾関連用地にして、民間に売却いたしまして、各々の会社の方が自由に物流倉庫を立地していただいたり、物流活動を行っていただいたりという目的で変更するものでございます。

16 ページは変更内容の詳細でございます。

沖浦地区でございます。

埠頭用地の一部を港湾関連用地1ha に変更いたします。右側の図面の赤で囲っているところを埠頭用地から港湾関連用地に変更するものでございます。

既存用地の用途変更のため、合計面積の数値については 3.7ha ということで、変更はございません。

続きまして、17 ページが一文字地区でございます。

一文字地区につきましても、右側の図面の赤で囲っているところにつきまして、埠頭用地から港湾関連用地 2.5ha に変えるという変更でございます。

補足ですが、左側の図面に「交通機能用地」という、灰色と白の間に道路の形状が入っているところがあるのですが、これは、今回の変更でなくなるものではなく、港湾関連用地の中に区画内の道路として引き続き県が管理いたしますので、区分が、道路が消えたような格好になっているのですけれども、港湾関連用地の中の一部の道路の用途として引き続き県が管理していくように変更いたしております。

ここにつきましても合計面積の変更はございません。

資料 5「港湾計画書(案)」に、これまで説明いたしました変更内容を、計画書の記載方法に従って記述しておりますので、あわせてご覧ください。

以上で港湾計画の変更案についての説明を終わります。

会長 沖浦地区と一文字地区の土地利用計画について、埠頭用地を港湾関連用地に変更するというような議案でございます。

御説明いただきましたように、14 ページにはその変更理由について示されておりまして、それから 16 ページ、17 ページが、埠頭用地から港湾関連用地に変更するというようなことで、面積を示されております。

このことにつきまして御意見等がございましたらよろしくお願いたします。

会長 ございませんかね。

それでは、この議案のことについてもう一度確認させていただきます。

まず、沖浦地区につきまして、いかがでしょうか。

委員 (質問・意見なし)

会長 よろしいですか。

委員 (「はい」の声あり)

会長 続きまして、一文字地区について御意見ございませんか。

委員 (質問・意見なし)

会長 それでは、取りまとめさせていただきますが、よろしいですか。

委員 (「はい」の声あり)

会長 それでは、異議がないようでございますので、この原案は適当と認め、

委員 答申することにさせていただきます。よろしいですか。

会長 (「はい」の声あり)

それでは、答申につきましては、事務局において作成されたものを、私が確認した上で知事に答申することとさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして本日の審議を終了することといたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。本日は、皆さん、どうもありがとうございました。

事務局 委員の皆様には、港湾計画の変更について御審議をいただき、御承認を賜りましてまことにありがとうございます。

本日、御審議いただいた港湾計画の変更につきましては、港湾計画書及び審議会答申文書を国土交通大臣に送付後、県報公示いたします。

今後とも、福山港の機能強化並びに地域経済の活性化に貢献していきたいと考えておりますので、皆様方の一層の御支援、御協力をお願い致します。本日は大変ありがとうございました。

事務局 これをもちまして、広島県福山港地方港湾審議会の全日程を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

閉会 14:00

7 会議の資料名一覧

- (1) 広島県福山港地方港湾審議事次第
- (2) 広島県福山港地方港湾審議会名簿
- (3) 広島県福山港地方港湾審議会配席図
- (4) 「福山港港湾計画の変更について」諮問書の写し
- (5) 福山港港湾計画書(案)軽易な変更
- (6) 参考法令
- (7) 福山港地方港湾審議会資料(パワーポイント)

以上